

第 28 回日夕発第 189 号

平成 28 年 8 月 8 日

各都道府県協会 会長・正会員・事務局長 各 位

各部会 会長・事務局長 各 位

一般社団法人 日本クレール射撃協会

会 長 高 橋 義 博

(*公 印 省 略)

3 R (スリー・アール) 宣言書について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

去る平成 28 年 6 月 28 日に開催致しました平成 28 年度定時社員総会において、標記宣言書の採択が承認されました。

今後の協会運営につきましては、同宣言書に則り実施していくこととなりますので、各位におかれましては、ご承知置き下さるようお願い申し上げますと共に、所属会員への周知についてご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上

《スローガン》

“世界を目指して”

Reach for the medal

オリンピックや国民体育大会などを目的とする競技力の向上と、
生涯スポーツの推奨を基本とし、クレール射撃競技の普及・振興を
図るための組織育成と拡充活動を推進していきます

3 R 宣 言 書

昭和 24 年（1949 年）に日本射撃協会が設立され、その後、昭和 28 年（1953 年）、日本射撃協会から分派し、ライフル射撃・ピストル射撃競技を管轄する日本ライフル射撃協会、クレー射撃競技を管轄する『日本クレー射撃協会』が誕生しました。

これまでの長い歴史を振り返ると、昭和 45 年（1970 年）アマチュア規定違反等により日本体育協会より除名処分となり、当時の関係者の弛まぬご尽力により昭和 48 年（1973 年）に加盟復帰、平成 9～10 年（1997～1998 年）、セクハラ問題が発生し、国体参加辞退や当時の理事執行部総辞職、平成 21～23 年（2009～2011 年）の協会運営混乱や基本財産の不当流用に伴う文部科学省から改善指導、日本体育協会から勧告処分、日本オリンピック委員会から資格停止処分を受けるなど、必ずしも順風満帆とは言えない状況がありました。

当協会は、昭和 53 年（1978 年）、当時の文部省より社団法人の認可を得て以来、定款に基づく公益活動を続けて参りましたが、平成 26 年（2014 年）、内閣府より認可を得て一般社団法人へ移行しました。

一般社団法人は、従来の公益法人と比べて国からの行政指導等を受ける範囲が狭くなりますが、相反して高度な団体自治能力が世間より求められます。

これまでの混乱が二度と起きないように内部改革を推進し、定款に掲げられたクレー射撃競技の「普及・振興、並びに競技力向上」を推奨し、日本におけるクレー射撃競技の再興復活を目指す…という願いを込め、REBORN（生まれ変わる）、REVOLUTION（改革）、RENAISSANCE（再生・復活）という 3 つの頭文字を引用し、『3R（スリー・アール）宣言』として、会員選手・指導者・役員に分け隔て無くここに崇高な誓いを立て、誓約事項の遵守を謳い、中・長期的にはクレー射撃競技の再興・復活、短期的には 2020 年東京五輪の成功に向けて、関係者が一丸でこれに取り組むことをここに宣言します。

平成 28 年 6 月 28 日

一般社団法人 日本クレー射撃協会

会 長

高橋 敦博



《 3R 宣言 誓約事項 8 項目 》

1. 規則を守り、スポーツマンシップに則ります

当協会の上部団体が示すスポーツ憲章やオリンピック憲章に掲げられた取り組みを理解すると共に、当協会内における諸規定・規則を遵守し、スポーツマンシップを尊び、倫理性の高い道徳やマナーを奨励します。

2 クレー射撃を愛し、若い選手・役員を皆で育てます

クレー射撃競技の普及・振興や競技力向上に努め、当協会や会員の社会的地位向上を目指し、且つ、優秀な選手・指導者・役員の育成を責務とします。

3 皆で決めたことは、皆で守ります

協会活動に参画する際はインテグリティ（高潔さ）の保持に努め、競技ルールは下より、協会の決定事項に従います。

4 会員・選手あつての協会、会員・選手を第一に考えます

選手・指導者・役員共に、アスリートファースト（選手優先）の考えを基本とした競技会・協会運営を目指し、これに協力します。

5 協会は皆のものであり、皆と仲良く助け合います

監督・コーチや役員など指導者的立場にある場合、その職務・職責を理解し、越権行為を慎み、個人的な人間関係を協会運営に持ち込むことを排除します。また、本部や地方協会・部会における相互の情報交換や連携を深め、共通認識の保持に努めます。

6 禁止された行為は行いません

あらゆるアンチハラスメントに賛同し、競技会や協会運営から独善・独断的行動を排除します。特に、アンチドーピングを推奨し、この活動に対し積極的に取り組みます。

7 銃砲所持者の模範となるよう努めます

反社会的団体との関係や、またそのような関係を想像させる行為を排除すると共に威圧的言動や恫喝行為を追放し、且つ、銃砲・火薬類等関係法令・規則を遵守し、他の銃砲所持者の模範となるよう努めます。

8 何事も話し合いで解決します

本部や地方協会・部会に対する異議や見解の相違は、話し合いによる解決に努め、合意が得られない場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）に最終判断を委ねます。

以 上